

2011(平成23)年9月13日

提携リース契約を規制する立法措置を求める意見書

第一東京弁護士会

会長 木津川 迪治

(公印略)

第1 意見の趣旨

国は、提携リース取引（サプライヤーとリース業者との間に提携関係が存在し、サプライヤーがファイナンス・リース契約締結の交渉や手続きを代行するリース取引）に関し、以下の内容を含む立法措置を早急に講ずるべきである。

1 規制の対象

立法により規制の対象となる提携リース取引の定義については、トラブルの原因、特徴、その他の被害実態を十分検討して、現に生じている提携リース被害を残らずカバーできるようなものにする反面、その定義をできる限り明確にして、被害を生じているとは言い難い提携リース以外のリース取引におけるユーザーの便宜や、リース業者・サプライヤーの営業活動に対して、不当な影響を及ぼさないよう慎重な配慮をすること

2 保護の対象

立法により保護の対象となる提携リースのユーザーについて限定しないこと。

3 行政規制

(1) リース業者に対し、リース契約締結時に、リース料決定の根拠となる事実及び契約内容について記載された書面をユーザーに交付すべき義務を課すこと。

- (2) サプライヤーがリース契約の締結を勧誘するに際しては、サプライヤーに対し、勧誘を行おうとする者に対して勧説を受ける意思があるか否かについて確認を行うべき義務を課し、勧説を受けることを承諾した者以外に対する以後の勧説を禁止すること。
- (3) リース業者に対し、サプライヤーに対する調査義務を課し、サプライヤーに不適正な勧説があった場合にはリース契約締結を禁止すること。
- (4) リース業者に対し、リース契約の締結に先立って、申込者について申込みを受けたリース契約にかかる支払可能見込額を調査する義務を課し、当該リース契約にかかる支払額が支払可能見込額を超える場合には、リース契約の締結を禁止すること。
- (5) リース業者に対し、リース契約の締結に先立って、当該契約がユーザーの日常生活又は日常業務において通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当する虞がないかについて調査する義務を課し、その虞がある場合には、リース契約の締結を禁止すること。
- (6) リース業について登録制を導入すると共に、リース業者が行政規制に違反した場合の業務改善命令や業務停止命令及びその処分を下す前提としての報告徴収・立ち入り検査等を導入すること。

4 民事ルール

- (1) ユーザーは、リース業者からリース料の支払いの請求を受けたときは、当該リース契約に関連してサプライヤーに対して生じている事由をもって当該リース業者に対抗することができるという規定を導入すること。
- (2) リース契約におけるユーザーの意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、脅迫またはある事情を知っていたこともしくは知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、サプライヤーについて決するものとすること。
- また、リース業者は、自ら知っていた事情についてサプライヤーが知らな

かつたことを主張することができず、リース業者が過失によって知らなかつた事情についても同様とすること。

- (3) ユーザーは、リース業者から上記2(1)記載の書面を受け取った日から起算して一定期間は、無条件でリース契約の申し込みの意思表示を撤回し、またはリース契約を解除することができるというクーリング・オフ規定を設け、かつ、クーリング・オフがなされた場合においては、リース契約及びリース契約に附帯してなされたユーザーとサプライヤー間の役務提供契約等は共に効力を失うものとし、ユーザーが既に支払ったリース料等がある場合には、リース業者及びサプライヤーに対し、これをユーザーに返還すべき義務を課すこと。
- (4) サプライヤーが行う勧誘について、不適正な勧誘があり、これに基づいてリース契約がなされた場合には、ユーザーが当該リース契約を取り消すことができるようすること。
- (5) 当該リース契約がユーザーの日常生活又は日常業務において通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当する場合には、ユーザーが当該リース契約を解除できるようにすること。

第2 意見の理由

1 トラブルの実態と立法の必要性

(1) トラブルの実態について

ア 国民生活センター消費生活相談データベースによると、電話機類リースに関する相談件数は、平成12年度が2,618件、平成13年度が3,511件、平成14年度が4,853件、平成15年度が5,830件、平成16年度が7,352件、平成17年度が8,700件と増加傾向が見られた。そして、個人事業者等を狙った訪問販売形式による電話機等リースにかかる苦情相談増加が目立ったことや、事業者が不実を告げて勧誘

し、また実質的に廃業しているものに商号で契約させるなどの悪質な事例が多数見受けられたこと等から、経済産業省は、平成17年12月6日、特定商取引法の通達改正（事業者名による契約であっても一定の事案については特定商取引法による救済が受けられることを明確にした。）、業界団体（社団法人リース事業協会（以下「リース事業協会」という。）、情報通信ネットワーク産業協会、社団法人日本訪問販売協会）への指導及び相談窓口体制の整備（経済産業本省における電話機等リーストラブルに関する相談窓口体制を整備した。）といった対策を実施するに至った（以上、平成17年12月6日付経済産業省ニュースリリースによる。但し、平成16年度と平成17年度の相談件数は、平成23年7月27日付リース事業協会「小口リース取引に係る問題の解消を目指して—当協会の取り組み状況（平成23年1月～3月）」による。）。そして、リース事業協会も、平成17年12月6日、「電話機リースに係る問題事例の解消を目指して—協会の基本的な考え方と対応策—」を公表して、以降、電話機リース等の小口リース取引（リース会社とサプライヤーとの間の業務提携により、専ら事業者を対象として、比較的少額な案件を中心に行われるリース取引）トラブルへの対応策を講じてきた。

もっとも、リース事業協会は、平成23年1月26日付「小口リース取引問題の新たな対応策について」において、「当協会では、小口リース取引に係る問題について、リースの社会的信用を損ねるものであると認識し、問題の解消を目指して対応策を講じてまいりました。しかしながら、現状においては、小口リース取引を行う会員会社に寄せられる苦情件数は増加傾向にあります。」と指摘している（なお、前掲平成23年7月27日付リース事業協会の資料によると、小口リースに係る苦情の受付件数は、平成19年度が3,778件、平成20年度が4,249件、平成21年度が4,532件、平成22年度が3,524件となっている。）

また、前掲平成23年1月26日付リース事業協会資料によると、苦情の要因としては、サプライヤーの販売方法（不実告知などのサプライヤーの販売方法に起因する顧客の不満表明）によるものが多くなっております。」と指摘し、それが苦情原因の54.1%を占めていると指摘している。

また、前掲平成23年7月27日付リース事業協会の資料によると、苦情が多い物件（平成23年1月～3月における苦情件数が上位5位の物件）は、複合機、電話機（FAX含む）、ホームページソフト、ソフトウェアおよびセキュリティ関連機器であり、それぞれの平成22年度の苦情件数及び主な苦情内容は以下のとおりであると指摘している。

物件名	苦情件数	主な苦情内容
複合機	782	キャッシュバック、解約処理、クリーニングオフ、不実告知、説明不足、空・多重リース等
電話機（FAX含む）	719	不実告知、クリーニングオフ、虚偽説明、解約処理、空リース、販社倒産、商品瑕疵等
ホームページソフト	647	販社倒産、営業手法、顧客の都合、商品の問題、メンテナンス、解約処理等
ソフトウェア	443	販社倒産、顧客の都合、商品瑕疵、キャッシュバック、解約処理、メンテナンス等
セキュリティ関連機器	281	キャッシュバック、虚偽説明、解約処理物件未納入、物件瑕疵、高額等

イ トラブルの具体的な内容としては、電話機自体が使えなくなることのないのに、「光回線になるので、今の電話機は使えなくなります。」といったセールストークにより電話機にかかるリース契約をさせるケース、リース料を含めた経済的メリットを検討する必要があるにもかかわらず、「光回線にすると電話代が安くなります。」といったセールストークによりＩＰ電話にかかるリース契約を締結させるケース、売り上げが増えない場合があるにもかかわらず、「ホームページを作成すると売り上げがアップします。」といったセールストークによりホームページにかかるリースを契約させるケース等がある（平成21年8月20日付中小企業庁「電話機などのリース契約 じっくりと見てから！ 悪質な事業者とのトラブルにならないよう注意」による。）。

ウ 電話機にかかるリーストラブルの具体例としては、平成18年7月25日に業務停止命令（3か月）を受けた株式会社メディアサポート（以下「メ社」という。）の商法が挙げられる。メ社は、電話機等を事業用に利用することは殆どない者や、既に廃業している者の住居等を訪問し、「電話機についている装置を見せてください。」、「最近回線が切れたりしているらしいのでそれを改善するために確認をしている。」、「もう少ししたら、黒電話は使えなくなります。」、「〇〇さん（大手電話会社）から言われていて（電話機の）入れ替えの工事をしないといけないんで」等と、大手電話会社の行う電話回線事業の一環で訪問したかのように告げて当該住居等に上り込んだ上、あたかも、新しい電話機に交換しなければならない事情が存在するかのような内容を告げていた。また、新たな電話機の設置工事は無料であるかのような内容を告げたり、「うちの電話にしたら電話の使用量が安くなります。」等と告げるなど、メ社と契約をすれば実際よりも著しく有利となるかのような内容を告げていた。このほか、メ社は、新たな電話機リースを行っているという正確な内容を消費者に告げておら

ず、また、消費者が新たに負担することとなるリース料等についても明確に説明していなかった。更に、メ社は、既に廃業して年金生活者となっている高齢者等に対し、当該消費者の知識や経験に照らして不適当と認められる勧誘を行い、当該消費者にとって不要であるビジネス用電話機等のリース契約の申し込みをさせていた。加えて、契約時点で営業実態がなく実質的に消費者と認められる者に対し、本件リース契約書の名義欄に事業者名を記載するよう求め、あたかも事業者間契約であるかのように装わせていた（以上、平成18年7月25日付経済産業省ニュースリリースによる。）。

（2）提携リースの構造的危険性と規制立法の欠如

ア 以上のような提携リースにかかるトラブルが多発する原因としては、信用取引を規制する法体系に隙間が存することが挙げられる。

すなわち、物品調達の対価を一括して支払うことができない場合、その調達を可能にする方法としては、金銭消費貸借、割賦販売（クレジット）及びリースの3種類が想起できる。このうち、前二者については、貸金業法、利息制限法、出資法及び割賦販売法という業法・規制法が存在するが、リースについては規制法が存在せず、野放しになっている。

そのため、上記前二者の規制法を潜脱する手段として、リースという形式がとられている実態が存する。

よって、上記のような提携リースにかかるトラブルを防止するには、前二者の規制法と同様の立法措置が必要不可欠である。

イ また、提携リースの構造は、以下に述べるような、割賦販売法における個別信用購入あっせん（以下「個別クレジット」という。）取引と同様の危険性が内在する。

（ア）サプライヤーは、リース契約が成立すれば、リース業者から商品等の高額な対価を一括払い取得することができるため、対価取得のために

手段を選ばない不適正な勧誘（強引な勧誘や詐欺的な勧誘）が行われる危険性が大きいと共に、かかる対価取得後においては、サプライヤーにおいて商品の引渡し等の履行を適切に行おうとする動機付けを失うので、その履行がなされない危険性も大きい。

- (イ) サプライヤーは、リース契約が成立すれば、ユーザーの資力如何にかかわらず、リース業者から商品等の対価を一括払いでの取得ができるため、ユーザーの支払能力を超えたリース契約がなされたり、ユーザーにとって無意味な物品や必要数を超えた物品のリース契約がなされる危険性が大きい。
- (ウ) 以上に述べたリース契約の危険を防止するためには、サプライヤーが違法・不当な契約をしないように、リース業者においてサプライヤーを管理監督することが必要不可欠と考えられるが、リース業者は、その営業活動の大半をサプライヤーに委ねており、サプライヤーに対する管理監督を強化すればするほど、リース契約獲得の機会を喪失するという関係にあるばかりか、サプライヤーが違法・不当な契約をしても、リース業者に既払いのリース料の返還義務を明確に認めない現状においては、リース業者にとっては、サプライヤーの違法・不当行為を黙認してユーザーからリース料の支払いを受け続けた方が得だということから、リース業者のサプライヤーに対する自主的な管理監督には期待できない（前述したとおり、これまでにも、社団法人リース事業協会が電話機リース等の小口リース取引等へのトラブルへの対応策を講じてきているものの、トラブルの解消には至っていないことが、リース業者の自主的管理監督のみに委ねることができない実態を表している。）。
- ウ 以上の構造的危険性に鑑みれば、提携リース取引に対しても、割賦販売法における個別クレジットと同様の規制を行う必要性が高いのである。

2 意見の趣旨 1について

(1) 以上述べてきたとおり、提携リース取引については、割賦販売法における個別クレジットと同様の規制を行う必要性が高いが、他方において、ファイナンス・リース取引が経済社会において重要な役割を果たしていることもまた事実である。また、深刻なトラブルが多発しているとは言い難いリース取引におけるユーザーの便宜やリース業者・サプライヤーの営業活動に悪影響を及ぼすことがあってはならないことはいうまでもない。

(2) よって、立法により規制の対象となる提携リース取引の定義については、まずは、トラブルの原因、特徴、その他の被害実態を十分検討して、現に生じている提携リース被害を残らずカバーできるようなものにする必要があり、提携リース取引の法律構成や契約形態にこだわることなく、実質的に同様の経済的効果をもたらす取引の行為自体に着目した定義づけがなされるべきである。

他方、規制の対象となる提携リース取引の定義をできる限り明確にして、被害を生じているとは言い難い提携リース以外のリース取引におけるユーザーの便宜や、リース業者・サプライヤーの営業活動に対して、不当な影響を及ぼさないよう慎重な配慮をすることが不可欠である。

3 意見の趣旨2について

(1) 上記メ社の実例が示すように、提携リース取引トラブルにおけるユーザーの大半は小規模零細企業であり、保護されるユーザーの対象を所謂消費者に限定することは、被害救済につながらず、規制を無意味にする。また、特定商取引法によるクーリング・オフや消費者契約法による取り消しの規定の適用が明文上消費者に限定されていることが、これまでの提携リース取引によるトラブルの救済を難しくしてきたことも否定できない。

(2) よって、立法により保護の対象となる提携リース取引のユーザーについては、特に限定を設けるべきではない。

4 意見の趣旨3（1）について

(1) 提携リース取引においては、物件の市場価格と著しく乖離した高額のリース契約や、役務の対価や残リース料などがユーザーの認識のないままに上乗せされた高額のリース契約を締結させられるケースが目立つが、訪問販売等の形式によりサプライヤーから不意打ち的に勧誘を受け、しかも、提携リース取引においては、リース料算出の根拠や契約内容がユーザーに明らかにされない運用がなされていることがその原因として挙げられる。

この点、提携リース取引と同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、契約内容を明示するため、割賦販売法35条の3の8、35条の3の9において、訪問販売等（通信販売を除く特定商取引法の5類型）の販売契約について個別クレジット契約の申し込みを受け、また個別クレジット契約を締結したときには、個別クレジット業者に対して、法定事項を記載した書面交付義務を課している。

(2) よって、提携リース取引においても、リース業者に対し、リース契約締結時に法定事項を記載した書面交付義務を課すべきである。そして、法定事項には、上記のトラブル実態に鑑み、契約内容及びリース料決定の根拠となる事実を含めるべきである。

5 意見の趣旨3（2）について

(1) 上記メ社の実例が示すように、提携リース取引の勧誘は、訪問販売形式がその多くを占めており、サプライヤーから不意打ち的に勧誘を受け、不要なリース契約を締結させられるなどのトラブルが多発している。

(2) よって、サプライヤーがリース契約の締結を勧誘するに際しては、勧誘を行おうとするものに対して勧誘を受ける意思があることについての確認を行うべき義務を課し、勧誘を受けることを承諾したもの以外に対する以降の勧誘を禁止るべきである。

6 意見の趣旨3（3）について

(1) 上記のとおり、提携リース取引の危険を防止するためには、サプライヤー

が違法・不当な契約をしないように、リース業者においてサプライヤーを管理監督することが必要不可欠と考えられるが、リース業者のサプライヤーに対する自主的な管理監督には期待できないため、リース業者の管理監督を実効化するための規定が不可欠である。

この点、提携リースと同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、個別クレジット業者の加盟店に対する管理監督を実効化するため、割賦販売法35条の3の5、35条の3の6、35条の3の7、35条の3の20等において、個別クレジット業者に対して、加盟店に対する一定の調査義務等を課し、契約勧誘段階において加盟店に不適正な勧誘があったことが認められる場合のクレジット契約締結を禁止している。

(2) よって、提携リース取引においても、リース業者に対し、サプライヤーに対する調査義務を課し、サプライヤーに不適正な勧誘があった場合にはリース契約締結を禁止するべきである。

7 意見の趣旨3(4)について

(1) 提携リース取引においては、ユーザーの支払い能力を超える高額のリース契約を締結させられるケースが後を絶たない。

この点、提携リース取引と同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、上記のような事態を防止するため、割賦販売法35条の3、35条の3の4等において、個別クレジット業者に対し、契約締結に先立って、支払可能見込額の算定に必要な事項の調査義務を課し、支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結を禁止している。

(2) よって、提携リース取引においても、リース業者に対し、リース契約の締結に先立って、申込者について申込みを受けたリース契約にかかる支払可能見込額を調査する義務を課し、当該リース契約にかかる支払額が支払可能見込額を超える場合には、リース契約の締結を禁止するべきである。

8 意見の趣旨3(5)について

(1) 提携リース取引においては、不必要な物件について次々と過量なリース契約を締結させるという被害が多発している。

この点、提携リース取引と同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、上記のような事態を防止するため、割賦販売法35条の3の20、割賦販売法施行規則93条により、個別クレジット業者に対し、訪問販売における個別クレジット契約に先立ち、当該販売契約が購入者の日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当する虞がないかについて調査義務を課し、それに該当する場合においては、個別クレジット契約の締結を禁止している。

(2) よって、提携リース取引においても、リース業者に対し、リース契約の締結に先立って、当該契約がユーザーの日常生活又は日常業務において通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当する虞がないかについて調査する義務を課し、その虞がある場合においては、リース契約の締結を禁止するべきである。

9 意見の趣旨3(6)について

(1) 上記のように多発している提携リース取引に関するトラブルを事前に防止するためには、悪質な業者を事前に排除することが不可欠であると共に、上記行政規制を実効化あらしめるべく、行政が継続的にリース業者を監督する仕組みを設けることが必要不可欠である。

この点、提携リース取引と同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、上記同様の趣旨から、割賦販売法35条の3の23、35条の3の21、40条4項により、個別クレジット業者について登録制を導入し、監督官庁に処分、調査等の監督規定を設けている。

(2) よって、提携リース取引においても、リース業について登録制を導入すると共に、リース業者が行政規制に違反した場合の業務改善命令や業務停止命令及びその処分を下す前提としての報告徴収・立ち入り検査等を導入するべ

きである。

10 意見の趣旨4（1）について

(1) 上記のとおり、提携リース取引に関するトラブルは多発しているが、ユーザーがリース契約解消等による解決をリース業者に求めても、これまで、サプライヤーの勧誘行為はリース業者には無関係であるとして、リース業者がこれに応じずに解決が図れないというケースが目立つ。

しかし、提携リース取引は、サプライヤーによるユーザーに対するリース物件の提供とリース業者によるそのための調達資金の提供とが不可分一体の目的・手段の関係にあり、割賦販売法における個別クレジットと殆ど同じ経済的効果をもたらすものである。

この点、個別クレジット取引については、販売契約とクレジット契約とが不可分の関係にあることに鑑み、割賦販売法35条の3の19により、購入者は、個別クレジット業者から支払の請求を受けたときは、加盟店に対して生じている事由をもって、当該個別クレジット業者に対抗することができるとしている。

(2) よって、提携リース取引においても、ユーザーは、リース業者からリース料の支払いの請求を受けたときは、当該リース契約に関連してサプライヤーに対して生じている事由をもって当該リース業者に対抗することができるという規定を導入するべきである。

11 意見の趣旨4（2）について

(1) 提携リース取引に関するトラブルにおいては、サプライヤーの勧誘がリース業者の勧誘と直ちにみなされないことが、解決を困難にしているケースが目立つ。

この点、提携リース取引においては、リース契約締結過程におけるサプライヤーの法的地位につき、リース業者の代理人か否か等の解釈上の対立があるものの、リース業者は、その営業活動の大半をサプライヤーに委ねてお

り、サプライヤーの営業活動の効果がリース業者に帰属するという実態を考慮すると、上記トラブル解決のためにも、民法101条と同様の規定を設けるべきである。

(2) よって、提携リース取引においては、リース契約におけるユーザーの意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、脅迫またはある事情を知っていたこともしくは知らなかつたことにつき過失があつたことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、サプライヤーについて決するものとするべきである。

また、リース業者は、自ら知っていた事情についてサプライヤーが知らなかつたことを主張することができず、リース業者が過失によって知らなかつた事情についても同様とすべきである。

12 意見の趣旨4（3）について

(1) 上記のとおり、提携リース取引の勧誘は、訪問販売形式がその多くを占めしており、サプライヤーから不意打ち的に勧誘を受け、契約内容をよく把握する機会のないまま不要なリース契約を締結させられるなどのトラブルが多発している。

この点、提携リース取引と同様の構造的危険性を有する個別クレジット取引については、かかるトラブルから購入者を救済するため、割賦販売法35条の3の10において、訪問販売等（通信販売を除く特定商取引法の5類型）で個別クレジットを利用したときは、個別クレジット業者から契約締結時に交付されるべき書面の交付を受けてから一定期間は無条件でクレジット契約の申し込みの意思表示を撤回し、または同契約を解除することができるというクーリング・オフ規定を設け、かつ、クーリング・オフがなされた場合においては、販売契約も共に効力を失うものとし、購入者が既に支払った金員がある場合には、クレジット業者及び加盟店に対し、これを購入者に返還すべき義務を課している。

(2) よって、提携リース取引においても、ユーザーは、リース業者から上記意見の趣旨2（1）記載の書面を受け取った日から起算して一定期間は、無条件でリース契約の申し込みの意思表示を撤回し、またはリース契約を解除することができるというクーリング・オフ規定を設け、かつ、クーリング・オフがなされた場合においては、リース契約及びリース契約に附帯してなされたユーザーとサプライヤー間の役務提供契約等は共に効力を失うものとし、ユーザーが既に支払ったリース料等がある場合には、リース業者及びサプライヤーに対し、これをユーザーに返還すべき義務を課すべきである。

13 意見の趣旨4（4）について

(1) 上記メ社の実例が示すように、提携リース取引においては、サプライヤーにより、不実告知や不利益事実の不告知等の不適正勧誘がなされているケースが多く、かかる勧誘によるトラブルからユーザーを救済する必要性が高い。

また、提携リース取引にかかるトラブルを防止するためには、リース業者によるサプライヤーに対する管理監督を実効化する必要があるが、その動機付けのためには、サプライヤーにより不適正勧誘がなされた場合に、リース業者に民事責任を負担させることが有用である。

また、提携リース契約については、サプライヤーがリース事業者からリース契約締結についての媒介をすることの委託を受けて、リース契約の締結や契約締結のための事務手続を代行しているという実態があり、消費者契約法5条に規定する媒介者の法理が妥当する。

そして、個別クレジット取引については、上記のような趣旨から、割賦販売法35条の3の13から35条の3の16において、訪問販売等（通信販売を除く特定商取引法の5類型）において加盟店が不適正な勧誘を行ってクレジット契約を締結したときは、購入者が当該クレジット契約を取り消すことができる規定を導入している。

(2) よって、提携リース取引においても、サプライヤーが行う勧誘について不適正な勧誘があり、これに基づいてリース契約がなされた場合には、ユーザーが当該リース契約を取り消すことができる規定を導入すべきである。

14 意見の趣旨4(5)について

(1) 上記のとおり、提携リース取引においては、不必要的物件について次々と過量なリース契約を締結させるというトラブルが多発している。

この点、前述のとおり、提携リース取引においても、リース業者に対する過量リース契約についての調査義務と過量リース契約の締結禁止規定を設けるべきであると考えるが、それだけでは、事後的な被害救済という点から未だ不十分である。

また、提携リース取引にかかるトラブルを防止するためには、リース業者によるサプライヤーに対する管理監督を実効化する必要があるが、その動機付けのためには、過量リース契約がなされた場合に、リース業者に民事責任を負担させることが有用である。

そして、個別クレジット取引については、上記のような趣旨から、割賦販売法35条の3の12において、訪問販売形式による過量販売にかかる個別クレジット契約の解除権を認めている。

(2) よって、提携リース取引においても、当該リース契約がユーザーの日常生活又は日常業務において通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当する場合には、ユーザーが当該リース契約を解除できるものとすべきである。

以上